

五監公告第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年6月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

村松観光開発会館（ふるさと会館）（指定管理者 株式会社 きらめき）

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成25年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成26年5月28日～平成26年6月25日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。
また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 宿泊者名簿に記載漏れが見受けられた。旅館業法第6条、旅館業法施行規則第4条の2、及び新潟県旅館業法施行細則第5条に宿泊者名簿には宿泊される方の氏名、住所、職業、年齢、宿泊年月日、電話番号、宿泊者が日本国内に住所を有していない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載することとなっています。また、営業者は、宿泊者名簿を3年以上保存しなければならないこととなっています。関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。
- ② 売上代金のレジスターの打ち間違いが散見された。営業日報にレジ集計表の原本を貼付するなど、適正な事務処理に努められたい。また、営業日報には宿泊利用に関する項目を追加するなど検討をされたい。

(2) 所見

会館の収支の状況は2年連続で赤字となっている。市内観光地及び会館情報の広告発信をするなど誘客を図るとともに市と指定管理者と一層の連携を取り健全経営に努められるよう要望するものである。